

～ 建設業新分野事業展開貸付のご案内 ～

◆建設業者の新分野進出を支援します！

融資対象者

次の、のいずれにも該当する中小企業者

県内に本店を有し、3年以上建設業を営む中小企業者で、建設業法に基づく建設業許可を有している者

事業計画を作成の上、下表記載の農業、林業、漁業、医療・福祉及び環境分野に進出しようとする者（進出先は、信用保証の対象となる事業に限る。）

分野	業種等
農業	茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る）、蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る）、蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る）、てい鉄修理業、きのこを生産する事業（菌床栽培方式によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限る）、かいわれ大根を生産する事業（苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限る）、養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）、ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）、家畜貸付業、園芸サービス業
林業	製薪炭業（製造加工設備を有するものに限る）、薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限る）、炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限る）、炭賃焼業（製造加工設備を有するものに限る）、素材生産業、素材生産サービス業
漁業	真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る）
医療・福祉	日本標準産業分類の大分類「P医療、福祉」に属する事業
環境	日本標準産業分類の大分類「D建設業」以外の大分類に属する事業で、かつ環境負荷低減につながる事業

融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	年1.60%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則必要

申込先

申し込みは兵庫県制度融資の取扱金融機関へ

県内のほとんどの金融機関が兵庫県制度融資を取り扱っています。

問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域金融室

☎078-362-3321

兵庫県県土整備部総務課建設業室

☎078-362-9249

（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie05/ie05_000000031.html）

その他

取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。